社会福祉法人宇部市社会福祉協議会

ボランティア活動振興支援事業助成金交付要綱

（目的）

第１条　このボランティア活動振興支援事業助成金交付要綱は、社会福祉法人宇部市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、ボランティア活動の振興を図るために、ボランティア団体・ＮＰＯ等（以下「団体」という。）の活動を支援する助成金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

（助成対象団体の要件）

第２条　助成対象は、本会のボランティアセンターに登録し、主な活動範囲が市内全域の団体とする。ただし、次の各号に掲げるものは助成の対象としない。

（１）施設・企業・学校・行政等が実施主体の団体。

（２）障害者総合支援法、介護保険法に基づくサービス提供をしている団体。

（３）当該年度に本会や宇部市による他の補助金又は助成金交付を受けている団体。

（助成対象事業）

第３条　助成対象となる事業は、次のとおりとする。

（１）設立２年間にかかる運営事業

（２）団体の特性を生かした創造的・先駆的事業

（３）ボランティア活動の資質向上のための研修会等事業

（４）記念事業

（５）イベント等の交流会事業

（６）その他本会会長が必要と認めた事業

（助成金の額）

第４条　助成金の額は、次のとおりとする。

（１）第３条にかかる事業は、２０，０００円を上限とする。

（２）助成金の額は、本会の当該年度予算の範囲内とする。

（３）助成金は、原則として年１回一括交付とする。

（助成金の交付申請）

第５条　この助成金の交付を受けようとする団体は、交付申請書（様式１）に必要事項を記入のうえ、本会会長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定）

第６条　本会会長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合、その内容を審査し、適正と認めたときは助成金の交付を決定し、交付決定通知書（様式２）を申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第７条　前条の規定による交付決定の通知を受けた団体が助成金の交付を受けようとす

るときは、請求書（様式３）を本会会長に提出するものとする。
２　本会会長は、前項の規定による適正な請求書の提出を受けたときは、当該請求に係る助成金を当該交付決定団体に対して交付するものとする。

（事業実績報告）
第８条　助成金の交付を受けた団体は、翌年５月末までに実績報告書（様式４）を本会会長に提出しなければならない。

（助成金の返還）
第９条　申請内容に異なる事実が生じた場合は、助成金を返還するものとする。

（その他）
第 10 条　この要綱に定めるもののほか、ボランティア活動振興支援事業助成に必要な事項は本会会長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 14 年４月１日から施行する。
この要綱は、平成 19 年４月１日から施行する。
この要綱は、平成 23 年９月１日から施行する。
この要綱は、平成 29 年９月１日から施行する。